

法務省不動産登記法第14条地図作成等基準点測量作業規程
法務省不動産登記法第14条地図作成作業規程(基準点測量を除く)

解 説 書

(平成23年4月1日実施)

日本土地家屋調査士会連合会

目 次

第1編 総 説	
第1章 法第14条第1項地図作成作業の意義	
1-1 地図作成の意義	1
1-2 地図の備付け	4
1-3 測量法との関連	7
1-4 筆界特定制度について	11
第2章 法第14条第1項地図作成作業準備	
2-1 基本調査	12
2-2 基本計画	16
2-3 準 備	16
第3章 法第14条第1項地図作成作業工程	
3-1 工程順大分類	19
3-2 a工程（地図作成作業計画・事務手続）	19
3-3 b工程（地図作成作業準備）	19
3-4 c工程（1・2級基準点測量）	20
3-5 d工程（3・4級基準点測量）	20
3-6 e工程（一筆地調査）	21
3-7 f工程（細部測量）	21
3-8 g工程（地積測定）	22
3-9 h工程（地図作成・登記）	22
3-10 計画機関準備作業流れ図	23
3-11 作業工程表の例	24
3-12 作成作業フローチャート	25
第4章 最新技術への対応	
4-1 国土交通省公共測量作業規程の改定	26
4-2 トータルステーション	26
4-3 GPS	27
4-4 GIS	28
第2編 法務省不動産登記法第14条地図作成等基準点測量作業規程	
第1章 総 則	29
第1条（趣 旨）	29
第2条（用語の定義）	30
第3条（作業内容）	32
第4条（計量単位）	34
第5条（成果品等の保管）	35
第6条（協 議）	36
第7条（趣旨の普及）	37
第2章 計画、管理	38

第8条 (基本計画)	38
第9条 (作業計画)	46
第10条 (測定の基礎)	47
第11条 (位置及び方向角の表示方法)	48
第12条 (測定の方式)	54
第13条 (工程別作業区分及び順序)	62
第14条 (機 器)	64
第15条 (機器の点検等)	64
第16条 (工程管理)	75
第17条 (安全管理)	78
第18条 (精度管理)	78
第19条 (記録等の様式)	84
第20条 (測量成果の検定)	85
第3章 基準点測量	86
第21条 (選 点)	86
第22条 (選点図及び平均図の作成)	89
第23条 (測量標の設置)	98
第24条 (点 の 記)	113
第25条 (観 測)	116
第26条 (観測及び測定の方法)	148
第27条 (偏心要素の測定)	148
第28条 (計 算)	158
第29条 (点検計算及び再測)	164
第30条 (平均計算)	174
第4章 品質評価	199
第31条 (品質評価)	199
第5章 成果品の整理	200
第32条 (メタデータの作成)	200
第33条 (成果等の整理)	204
第34条 (4級基準点測量の成果に関する取扱い)	208
第35条 (成 果 等)	210
第36条 (成果品等の提出)	221
第37条 (成果品の検査)	226
第38条 (成果の提出等)	226
第6章 その他	227
第39条 (機器等に関する特例)	227
第3編 法務省不動産登記法第14条地図作成作業規程 (基準点測量を除く)	
第1章 総 則	229
第1条 (趣 旨)	229
第2条 (用語の定義)	229
第3条 (作業内容)	231
第4条 (計量単位)	232
第5条 (成果品等の検査)	232

第6条 (成果品等の保管)	232
第7条 (協 議)	233
第8条 (趣旨の広報)	234
第2章 計画, 管理	235
第9条 (基本計画)	235
第10条 (作業計画)	235
第11条 (工程管理)	236
第12条 (安全管理)	238
第13条 (精度管理)	238
第3章 事前調査	239
第14条 (調査図素図等の作成)	239
第15条 (現地と地図に準ずる図面の整合の調査)	239
第16条 (資料収集及び検討)	244
第17条 (現地事前調査の実施)	244
第4章 筆界の検討 (新設)	247
第18条 (基礎測量の実施)	247
第19条 (画地調整の実施)	248
第20条 (復元測量の実施)	249
第5章 一筆地立会い (新設)	251
第21条 (一筆地立会いの実施)	251
第22条 (一筆地立会いの通知)	252
第23条 (一筆地立会い)	253
第24条 (地番等の変更があった場合の処理)	253
第25条 (地目の変更があった場合の処理)	253
第26条 (一筆の土地の一部が別地目となっている場合の処理)	254
第27条 (分筆が相当と認められる場合の処理)	254
第28条 (合筆が相当と認められる場合の処理)	256
第29条 (一部合筆が相当と認められる場合の処理)	257
第30条 (表題登記がない土地を発見した場合の処理)	257
第31条 (所有者の変更があった場合の処理)	257
第32条 (筆界未定地の処理)	258
第33条 (重複登記及び不所在地の処理)	258
第34条 (現地確認不能地の処理)	258
第35条 (現地の筆界が調査図素図と異なる場合の処理)	258
第36条 (土地所有者又は代理人の同意)	258
第37条 (土地所有者が立会いを行えなかった場合の処理)	259
第38条 (境界標の埋設)	259
第6章 細部測量	260
第39条 (測定の方式)	260
第40条 (測定の基礎)	260
第41条 (器械及び器材)	260
第42条 (機器の点検等)	261
第43条 (記録等の様式)	265
第44条 (補助基準点の測量)	265

第45条 (単路線方式)	266
第46条 (開放多角方式)	268
第47条 (放射方式)	268
第48条 (一筆地測量)	268
第49条 (筆界点の位置の決定)	268
第50条 (観測)	269
第51条 (計算の単位)	274
第52条 (筆界検討成果の援用)	276
第53条 (筆界点間測量)	276
第54条 (細部測量データ管理と整理)	278
第7章 地積測定	279
第55条 (地積測定の方法)	279
第56条 (土地調査書の記載)	283
第8章 地積等調査一覧表の作成及び縦覧	285
第57条 (地積等調査一覧表)	285
第58条 (縦覧)	288
第9章 地図の作成等	293
第59条 (地図の作成)	293
第60条 (地積測量図の作成)	299
第61条 (一覧図等の作成)	302
第10章 その他	310
第62条 (成果品等の提出)	310
第63条 (表示に関する登記)	311
第64条 (地図の備付)	317
第65条 (機器等に関する特例)	317

第4編 参考資料

No.1 地図作成の趣旨の広報 (説明会事例)	319
No.2 現地調査実施要領	321
No.3 現地作業の手引	325
No.4 個人情報保護	333
No.5 調査図素図等作成処理要領	354
No.6 一筆地調査の心得	363
No.7-1 公共用地立会の事例	369
No.7-2 民有地立会の事例	370
No.8 不動産登記法第14条第1項地図検査要領	373
No.9 筆界に関する慣習	376
No.10-1 土地所有者への通知	386
No.10-2 未確定境界の再立会通知	388
No.11 法務省地図XMLファイルフォーマット	391

第1編

総説